

障害者差別解消法って何だろう？ 出前研修を行います！

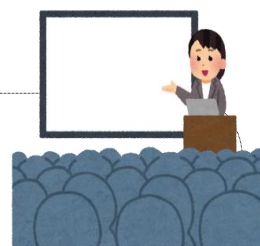
平成28年4月から施行された障害者差別解消法。
「聞いたことはあるけど、分かるような・・・分からないような・・・。」「法律ってなんだか難しそう・・・。」

そんなことはありませんか？

東京都福祉保健局では、東京2020大会を見据えて、法の趣旨を一層普及させることを目的に、**出前研修**を実施します！

実施に当たって

- 都内に所在する事業者を対象とさせていただきます。
- ご指定頂いた会場に、都職員が講師として伺います。(無償)
- 聴講される人数は問いません。
- 各種要望について柔軟に対応いたしますので、まずは御相談ください。
- 研修希望の方は以下の申込書を記入頂き、下記担当まで御提出ください。



ふりがな	
事業者名・御担当者名	
連絡先	
希望の日時	
会場	
その他ご希望など	

【お申込み・お問い合わせ先】

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎18階
東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課 権利擁護担当
[電話] 03-5320-4559 [FAX] 03-5388-1413
[E-mail] S0000230@section.metro.tokyo.jp

東京都福祉保健局